

広情個審第63号
平成30年3月15日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書不存在決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年8月1日付け広市教学生第32号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第171号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年8月1日付け広市教学生第32号の諮問事案（諮問第171号事案）

平成28年3月25日付けの公文書開示請求に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年4月8日付け広市教学生第5号で行った公文書を不存在とした決定に対する同年6月13日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った公文書を不存在とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「申立人」という。）の審査請求書における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、「実施機関が行った処分を取消す。」との裁決を求め、請求している公文書の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

「文書で明らかにして頂く必要」と強要することについて権限・根拠ならびにそれらを証明もしくは疎明しうる資料が存在し得ないはずはない。

法権限・根拠ならびにそれらを証明もしくは疎明できず、「文書で明らかにして頂く必要」と強要行為を申立人に求めたものであれば、地方公務員法第29条第1項および第32条もしくは公務員職権濫用罪が適用されるところである。

3 実施機関の主張要旨

説明書、口頭意見陳述における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

請求の対象となっている公文書を保有していないため、請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求は、平成28年1月15日付け確認書により、文書のみ限定して回答を求めることができる権限の根拠となる公文書の開示を求めるものである。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）第45条は、「異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。」と規定されている。

実施機関は、申立人から提出された平成27年12月23日付け異議申立書の「処分があったことを知った日」の記載が、「平成27年11月29日」となっており、当該処分を行った平成27年5月29日から逆算して考えると、約180日が経過していたことから、上記確認書により照会したものである。

通常、これだけの期間の経過後に初めて当該処分があったことを知ることは、特段の事情がない限り起こり得ないものであり、実施機関の対応は、その特段の事情の有無を確認するための常識的なものである。なお、申立人が特段の事情を主張する場合は、申立人自らが当該特段の事情について説明する必要がある。

また、こうした事務処理の根拠等となる公文書の開示を求める本件開示請求に対して、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

したがって、本件開示請求に対して行った公文書を不存在とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 8. 1	広市教学生第32号の諮問を受理（諮問第171号で受理）
29. 12. 8 （第1回審査会）	第2部会で審議
30. 1. 12 （第2回審査会）	第2部会で審議
30. 2. 8 （第3回審査会）	第2部会で審議
30. 3. 9 （第4回審査会）	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送㈱報道制作局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学教授